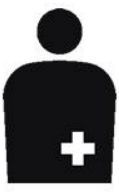
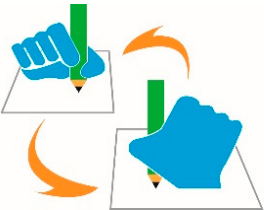


20. 障害者に関するマーク

障害者に関するマークには、主に次のようなものがあります。

マークと名称	概要・関連機関
障害者のための 国際シンボルマーク 	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。 なお、このマークは、「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。 関連機関：公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 電話：03-5273-0601 FAX：03-5273-1523
盲人のための 国際シンボルマーク 	世界盲人連合で 1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。 関連機関：社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 電話：03-5291-7885 FAX：03-5291-7886
身体障害者標識 (身体障害者マーク) 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。 関連機関：警察庁交通局 交通企画課 警察庁 電話：03-3581-0141(代)
聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク) 	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。 関連機関：警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課 警察庁 電話：03-3581-0141(代)
ほじょ犬マーク 	身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。 補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いいたします。 関連機関：厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 電話：03-5253-1111(代) FAX：03-3503-1237

マークと名称	概要・関連機関
耳マーク 	聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。また、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障害者へ配慮した対応ができることを表しています。 聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮（口元を見せゆっくり、はっきり話す・筆談で対応する・呼ぶときは傍へ来て合図する・マスクを外す・手話や身振りで表すなど）についてご協力をお願いいたします。 関連機関：一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 電話：03-3225-5600 FAX：03-3354-0046
ヒアリングループマーク 	「ヒアリングループマーク」は、補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。 このマークを施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らせ、利用を促すものです。 関連機関：一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 電話：03-3225-5600 FAX：03-3354-0046
オストメイト用設備/ オストメイト 	オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。このマーク（JIS Z8210）は、オストメイトの為の設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。 このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びその配慮されたトイレであることをご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。 関連機関：公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団 電話：03-5844-6265 FAX：03-5844-6294
ハート・プラスマーク 	「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱、直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。 内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮についてご理解、ご協力をお願いいたします。 関連機関：特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 電話：080-4824-9928
「白杖SOSシグナル」 普及啓発シンボルマーク 	白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。（社会福祉法人日本視覚障害者団体連合推奨マーク） 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをお願いいたします。 ※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをお願いいたします。 関連機関：岐阜市 福祉部 福祉事務所 障がい福祉課 電話：058-214-2138 FAX：058-265-7613

マークと名称	概要・関連機関
ヘルプマーク 	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。 ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。 関連機関：東京都 福祉保健局 障害者施策推進部 計画課 社会参加推進担当 電話：03-5320-4147 FAX：03-5388-1413 堺市問合せ先：堺市健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課 電話 228-7818 FAX：228-8918 配布先：障害施策推進課・各区地域福祉課・各区保健センター
手話マーク 	きこえない・きこえにくい人が手話言語でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話言語による対応ができるところが提示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。 きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「手話言語で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「手話言語で対応します」等の意味になります。 関連機関：一般財団法人全日本ろうあ連盟 電話：03-3268-8847 FAX：03-3267-3445
筆談マーク 	きこえない・きこえにくい人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。 きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。 関連機関：一般財団法人全日本ろうあ連盟 電話：03-3268-8847 FAX：03-3267-3445